

# 建築コスト 遊学 24

## 低入札・ダンピングへの対応史

### 需給変動の波と入札行動

前号No.86の本誌特集「公共建築工事の円滑な施工確保に向けて」では、今や各地に問題が広がった入札の不調・不落への対策記事が書かれた。筆者は国会会議録に基づき戦後の経緯をまとめたが、その話の要点は次のようなものだった。——建設需給の波が根本原因となって、会計法令の下で適正な予定価格の積算を求められる発注者と、労務や資材などのコスト変動に直面する受注者との間でフリクションが起ころがちだったこと、そして、特に需要の過熱期において不調・不落が多数発生する事態になると、国は積算制度等の見直しを何度か行い対応してきたこと——。

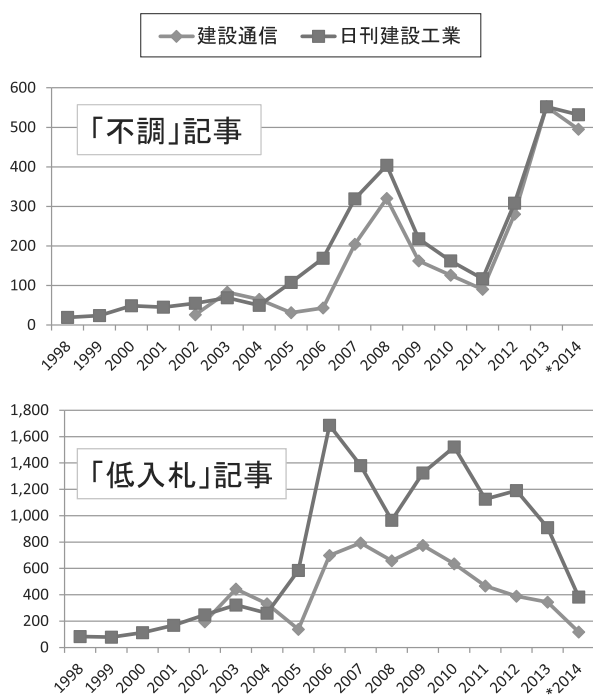
その一方で、需要過熱が収まり供給過多に転じれ

ば、談合でもない限りダンピング合戦になる、というのがこの業界の歴史だった。いわゆる「アベノミクス」以前まで、かなり深刻な低入札・ダンピング傾向が続いていたことは、周知の事実であろう。つまり長い目で見れば、建設業界は需給変動の波の中で、極端に振れる入札行動を繰り返しているだけではあるまいか。ひとつの証拠を示そう。図1は、建設専門紙における「不調」と「低入札」の記事検索ヒット件数をみたものだ。「不調」は今後も伸びる気配だが、「低入札」は少なくなった。全く逆の現象を捉える2つの言葉は、交錯する時期がある<sup>1</sup>ものの、この1～2年で逆転したことが見てとれる。

今回の記事では、供給過剰の時代に起こりがちな、低入札・ダンピングへの対応について振り返りたい。いま、2020年開催予定の東京オリンピック後に訪れるだろう建設需要の落ち込みが心配されている。短い夏が過ぎ、再びのダンピング合戦とならぬことを祈りつつ……。

### ダンピングの定義は難しい

ダンピング=不当廉売とは何か？——「激しく競い合い、安く売ること、ライバルに勝とうとすること、それはまさに競争の本質と結びついている。しかし、コストを割ってでも安く売る、それにより強いライバルを排除する、ライバルを排除した後で価格を引き上げ独占利潤をむさぼる、等々となると、競争法上見過ごせないものとなる」<sup>2</sup>。——このよ



(注) 2014年は8月中旬まで。各新聞社記事検索サービスを活用。

図1 各キーワードの専門紙記事数の推移

1 やや不思議なことに2006～2009年は両語とも多い。それ以前の低調ぶりに比べると際立つ。2005年12月の業界首脳の間際の「談合決別宣言」以後、競争環境の混乱があった。また、2008年のリーマンショックまでは、建設需要が比較的旺盛だった時期に当たる。

2 中川寛子(2001)、はしがき

うに、不当廉売と積極的な競争行動とをどう識別するのは、難しい問題とされている<sup>3</sup>。

独占禁止法<sup>4</sup>では、第2条第9項に「不公正な取引方法」を規定する。「不当廉売」はその行為類型のひとつである<sup>5</sup>。現時点の法律での定義は次の通りなのだが、元々は小売業や製造業でのそれが想定されていた。

「三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」(法第2条9項3号)

この公正取引委員会の不当廉売規定には「継続して」という要件がつく<sup>6</sup>。この継続要件は、物品についてはまだしも、建設業に当てはめることは難しい。というのは、ダンピング価格で継続して受注することは、建設業ではほとんど不可能といえるからだ。公共工事の入札における不当廉売は、入札1件ごとに判断が求められるとすれば、継続性を厳格に適用するこの規定では、不当廉売の認定は難しいと思える。

また、やや古い調べとなるが、2003年2月に東北建設業協会連合会がまとめた報告には、低入札価格を提示した企業の言い分が載っている(表1)。東北5県4市の入札で2001年度に行われた「低入札価格調査」(詳細は後述)の対象案件59の開示情報をもとに整理したものだ。表1にはその理由が並ぶ。筆者は、不当廉売に当たらない合理的な場合もある

表1 低入札価格を提示した理由の類型化

タイプ分類	理由の説明
工事現場近接型	施工箇所が会社と近接しているので運搬費が安い
手持ち機械活用品型	手持ち機械を利用して施工するので経費が節減できる
取引先業者協力型	資機材が協力会社から安価に調達できる
余剰人員活用品型	余剰人員を活用して労務費を削減する
手持ち資材活用品型	手持ち資材を活用するので資材費が安い
自社製造型	自社で資材を製造する
償却済み機器利用型	使用機材の減価償却が終了しているので経費がかからない
実績作り型	施工実績を作るため
開発先行投資型	ソフト開発費用を先行投資と位置づけ自己負担したので経費が節減できた
不足経費本社補填型	企業体が現場の職員給与を負担するので現場管理費が安い

(注) 東北建設業協会連合会・ダンピング防止検討委員会「公共工事の入札におけるダンピング防止対策について・最終報告」(2003年2月)より作成。該当数の多い順。なお、この報告書の趣旨は、低入札価格調査の「調査体制の問題」のほか、「判断基準の問題」にも触れる内容である。

のでは、と思う。

では、公正取引委員会はどう判断するのか？

2004(平成16)年9月15日に開示した「公共建設工事における不当廉売の考え方」には、「落札価格が実行予算上の工事原価を下回る価格であるかどうか」(価格要件)という点と、その「事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模等」(影響要件)という点を「個別に考慮し、判断」という説明が書かれている<sup>7</sup>。

### 公共建設工事で初の「警告」は10年前

このような公共建設工事についての判断基準は、建設業界で大問題になった時期に、並行して作成・公表された経緯がある。最初の事案となったのは、

3 この問題は、コスト研内の建築コスト管理研究会で10年ほど前に討議対象とし、問題の整理をした経緯がある。「ダンピング問題について——検討の経緯」(建築コスト研究No.46, pp.54-58, 2004.7)

4 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号;最終改正:平成26年6月13日法律第69号)

5 これらは「不公正な取引方法:一般指定」(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)に6類型16行為を定めていたが、平成21年の法改正により法定化された(法2条9項各号)。「不当廉売」は同3号に規定された。そして、法20条の4により、課徴金納付命令の対象になった。その金額は建設業では売上高の百分の三であり、かなり重いものといえる。

6 公正取引委員会が1998年3月11日に公表した「公共入札における不当廉売に関する見解」には、「当該事業者が継続してコストを下回った場合」とある。つまりその継続性の可否を認定基準とする考え方を示している。

7 記述のスペースがないが、この他に、不当廉売に関しての「指針」や「考え方」等がたくさん存在する。例えば、①「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年12月18日、平成23年6月23日最終改正)、②「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成6年7月5日、平成22年1月1日最終改正)、③「不公正な取引方法」(昭和57年6月18日(告示第15号)、平成21年10月28日最終改正(告示第18号):旧一般指定6の後段部分が残っている)。また、ダンピング関連では、建設業の場合、下請いじめが問題になるが、「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日)が関係する。

長野県の地元大手の（株）守谷商会だった。同社は2004（平成16）年4月28日に、不当廉売の「疑い」があるとして、公正取引委員会の警告を受けた。

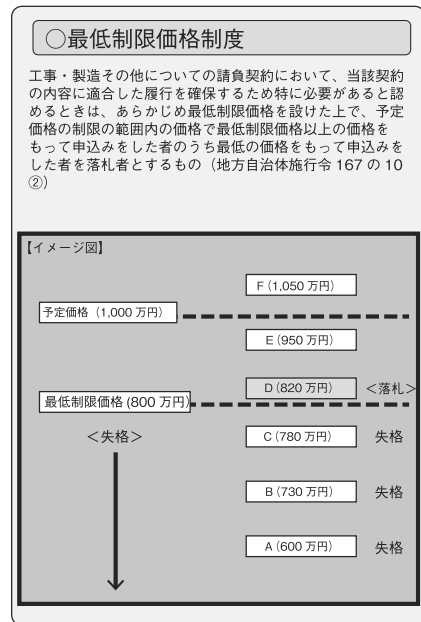
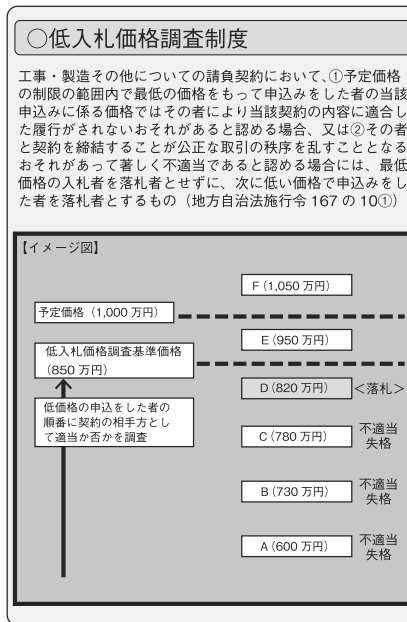
当時の長野県では、「脱ダム宣言」で有名な田中康夫知事のもとで行われた入札制度改革により、落札率が大幅に低下してダンピング受注問題が顕在化していた。その対策の一環として、2003年11月、公正取引委員会宛に県当局者より不当廉売規定を建設業向けに解釈できるように要望が提出された経緯があった<sup>8</sup>。公正取引委員会からの要

請によって、約700件の低入札価格調査制度の対象工事の情報が国・都道府県に提出された。それを受注した建設業者のうち5社について、公正取引委員会が調べた結果、この長野の1社が警告を受けたのだった。

守谷商会の場合、長野県が発注した平成15年度工事から38件の受注をした（落札率の平均約65%）が、その約6割の工事について、一般管理費及び利益を計上せず入札価格の積算を行っていたこと、また、実行予算が作成された30件の工事のうち約3割で落札価格が工事原価を下回り、さらに、完了した15件の工事の約5割で最終契約価格が工事原価を下回っていた。それらの調査事実によって、「競争事業者の事業活動を困難にするおそれを生じさせた疑い」を認定し、警告を与えたようだ。

これまでに、スーパーゼネコンを含む10社ほどが同様の警告を受けた。しかし、すべてが警告レベル止まりであって、今のところ、審決などに至る行政

8 2003（平成15）年11月6日（水）の田中康夫・長野県知事名で竹島一彦・公正取引委員会委員長宛の文書「公共入札における特定の不正な取引方法の策定について（要請）」（公改第7号）。その趣旨は、同年11月4日に行われた県公共工事入札等適正化委員会（委員長・鈴木満桐蔭横浜大学法学部教授）からの提言（当時の独占禁止法第2条9項の規定に基づく「公共入札における特定の不正な取引方法」（いわゆる特殊指定）の策定を要請するようにとの提言）を受けたことを踏まえ、県として公正取引委員会に要請したもの。



(注) 総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000025883.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000025883.pdf)

図2 低入札価格調査制度と最低制限価格制度（地方自治法）

処分的事案はない<sup>9</sup>。このことは、建設工事での不当廉売＝ダンピングの認定が如何に難しいかの証明といえよう。

### 建設行政による低入札・ダンピング対策

正確な認定は難しくとも、行政による低入札価格対策の必要性は改めて述べる必要はなかろう。ダンピングと疑われる入札に、建設行政はどう対処するのか。

現行法では、国と地方公共団体とでは扱いが少し異なっている。国の場合は、予算決算及び会計令（以下、予決令）の第85～90条が根拠となった「低入札価格調査制度」がある。予定価格に対して後述する「中央公契連モデル」等によるラインを設け、これを下回る落札に対して「低入札価格調査」を行う仕組みである。一方、地方公共団体の場合は、地方自治法施行令第167条の10（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることが

9 公共建設工事の入札に限らず、「不当廉売」と認定された事件はそれほど多くはない。前掲の中川寛子（2001）の記述によれば、「中部読売新聞社事件（東京高決S50.4.30）」「マルエツ・ハローマート事件（審決S57.5.28）」「東京都と畜場事件（最一小判H11.12.14・棄却）」「お年玉付年賀葉書事件（最判H10.12.18・棄却）」「名古屋生コンクリート事件（名古屋地判H11.2.10）」の5つだけ。その後は、「ゆうパック差止請求訴訟（東京地判H18.1.19）」がある。公共調達分野では、警告・注意などの行政指導はあるが、審決・排除処置命令などの行政処分が行われた事例はない。

表2 ダンピング対策の実態 (平成24年9月1日現在)  
 ダンピング対策について

①低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入について  
 [努力義務事項]

		低入札価格調査制度のみ導入	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	最低制限価格制度のみ導入	いずれの制度も導入していない
国		19	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等		124	1	0	1
		98.4%	0.8%	0.0%	0.8%
地方公共団体	都道府県	4	43	0	0
		8.5%	91.5%	0.0%	0.0%
	指定都市	0	20	0	0
		0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	138	475	877	232
		8.0%	27.6%	50.9%	13.5%
小計	142	538	877	232	
	7.9%	30.1%	49.0%	13.0%	
計		285	539	877	233
		14.7%	27.9%	45.3%	12.0%

(注) 国土交通省・総務省・財務省公表「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」(平成25年9月10日発表、平成24年9月1日現在の状況)より作成

できる場合) 第1項で国と同じ「低入札価格調査制度」を、また第2項で地方公共団体の長が「最低制限価格」(いわゆるロアーリミット)を設けることができる定めがある(図2)。後者のいわば足切りに当たる制度は国では認められていない。表2は毎年3省によって発表される入札契約適正化法<sup>10</sup>に基づく調査結果の一部であり、これら制度の導入実態が細かく捉えられる。市区町村レベルではロアーリミットの制度が主流と言える。

なお、近年、いくつかの地方公共団体の入札でロアーリミットを事前公表することで、その値に多くの応札が集まり、くじ引きで落札者が決まる事態が多発し問題化した。国はその弊害の大きさから、予定価格や最低制限価格を事前公表しないよう呼びかけているのだが、徹底できない。その理由は、官製談合防止法<sup>11</sup>に対する職員の防衛措置である。つまり予定価格等の漏洩を「事前公表」によって回避しているのだ。次善策として、ロアーリミットの金額

に応札が集まる弊害を除くため、事前公表する予定価格に対して、その最低制限価格の推定が難しい方法を採用する地方公共団体がある。公式名とは思われないが、「変動型最低制限価格制度」と呼ばれる。その中身はいろいろで、コンピュータで発生させる乱数を用いた「ランダム係数」で計算する手の込んだ方式もある。筆者には、混乱の極みであって、公正さを追求すべき制度としてはどうかと思われる。

### 低入札・ダンピング対策の起源

このような仕組みはそもそも如何にしてできあがったものか。1890(明治23)年4月1日に施行された明治会計法の入札に関する部分は、大蔵省の阪谷芳郎らの欧州調査を元に当時のイタリアとフランスの会計法にならって草案が作成された。そこには一般競争入札(公告による競争)の原則が明記された。しかし、いわゆる談合屋の暗躍による予定価格の漏洩、安値落札業者による手抜き、粗悪工事が問題化した。そのため政府は特例としての随意契約の範囲拡大を図る勅令を度々発して対応していたが、会計法制定から10年を経た1900(明治33)年、勅令第280号によって指名競争入札を取り入れた。そして、ついに1921(大正10)年4月には指名競争入札を導入した法改正があり(大正会計法)、それが主流を占めるに至った<sup>12</sup>。

こうした改正とは別に、明治会計法のもとで過当競争が問題になっていたことから、内務省はその前年に成立した旧道路法の第31条を根拠に、1920(大正9)年7月8日に「道路工事執行令」(内務省告示第36号)を定めた(次頁)。この省令の特徴は落札金額についての制限、すなわち、ロアーリミットを設けたことである。その第11条に予定価格の2/3を下回る入札者を失格扱いする規定がある(他に入札保証金(第13条)、出来高の8/10の中間払い支給(第24条)等の規定もある)。これは道路以外の土木工事は勿論のこと、建築工事にも適用されていた<sup>13</sup>。ただ、このような規定は、道路工事執行令が初めてではない。少なくとも、1875(明治8)年改正の工部省管轄局入札定則には、価格不相当の入札

10 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号、最終改正：平成26年6月4日法律第55号)

11 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年7月31日法律第101号、最終改正：平成26年6月13日法律第67号)

12 木下誠也(2012)pp.30-43

13 木下前掲書p.144(牧野良三著「競争入札と談合」1953)

道路法第三十一條ノ規定ニ依リ道路ノ工事執行方法ニ關スル件左ノ通り定ム

大正九年七月八日  
内務大臣 床次竹二郎

道路工事執行令

第一條 道路工事執行ノ方法ハ直營及請負トス  
(中略)

第十一條 入札人中豫定價格ノ三分ニノ下ラサル最低價格ノ入札ヲ爲シタル者ヲ以テ落札人トス但シ設計附入札ニ在テハ設計及入札金額ニ依リ落札人ヲ定ム

同一入札アリタルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム

落札人ナキトキハ直ニ再入札ニ付スルコトヲ得

(中略)

第十三條 請負人ハ請負金額ノ百分ノ十以上ノ契約保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又ハ隨意契約ノ方法ニ依リ請負契約ヲ締結スル場合ニ在リテハ之ヲ減免スルコトヲ得

(中略)

第二十四條 道路管理者ハ請負人ニ對シ工事ノ出來形ニ相當スル金額ノ十分八以内ノ假拂ヲ爲スコトヲ得

「建設工事の入札制度の合理化対策について」  
(昭和25年9月 中建審決定)

五 落札價格の制限

現在における入札ダンピング狀況に鑑みると、建設工事の適正な施行を確保するとともに建設業全般の健全な発達を図るためには、暫定対策として落札價格の制限をなすことは不可欠であると考えられる。よって左の如き方法によることが適當である。

入札價格が発注者の定めた予定價格について一定率未満の價格(例えば予定價格から固定費と利潤を減じた額未満の價格)の場合はその入札は採用しないものとする。但しその入札者の提出する見積内訳書を審査して、入札價格の算定が正当な理由に基づく認められる場合はこれを採用することができる。

前記の趣旨の規定を「予算決算及び会計令臨時特例」中に設ける。

を排除する規定があったという<sup>14</sup>。また、通信省が「複制限」(予定價格と最低制限價格のような2つの基準を定め、その間で最も安い價格を提示した者を落札者としていた)によって物品や工事の調達を行っていた事例が、会計法制定後の1892(明治25)年度の決算審議の国会(1895年2月22日衆議院)で問題にされ、以後取り組まれなくなった<sup>15</sup>というような事例もあった。道路工事執行令ができた大正時代中期には、ダンピングの弊害が十分に認識されるに至ったことを示すのだろう。

戦時下及び戦後の展開

その後は、戦時体制下の統制時代となり、政府による價格のコントロールは比較的効いた時期ではないかと思われる<sup>16</sup>。そして戦後は、雨後の筍のごとくわき起こった復興需要に、建設業者がむらがる事態となった。激しいインフレもあったが、その中で厳しい競争が行われていたのだろう。右上の中建審(中央建設業審議会)文書には、入札ダンピングへの対策をとるべきとする文言が盛り込まれた。

ところが、国がロアーリミットを設定する根拠となっていた道路工事執行令は、1952(昭和27)年の

新しい道路法施行によって突然に失効した。建設工事の発注主体であり、かつ、建設行政を担う建設省としては、閣内不一致の批判を避ける政治上の大原則から、大蔵省が所管する会計法の改正に取り組む必要があった。建設工事の品質確保を重視する建設省に対して、会計法を主管する大蔵省や会計検査院は價格のみを重視する立場をとり、その対立が続いたのだった。結局、会計法予決令に「低入札價格調査制度」が位置づけられたのは、1961(昭和36)年のことであった。ほぼ10年の歳月を要したのである。この間、建設省所管の建設業法改正によって最低制限價格制度の創設を目論んだが実現せず、また会計法改正の政府提案が国会の混乱で廃案になった、といった填末があった。

会計法令の改正への引き金になったのは、1958(昭和33)年12月のいわゆる「東宮御所の1万円落札」という事件<sup>17</sup>が起きたことであった。予定價格は約5千万円だったというから、もちろんこれで工事を行えるわけではない。間組の極端な入札行動が大きなニュースになって、ダンピング防止策が議論の焦点として浮上することになったのである。

会計法第29条の6第1項のただし書きに、「政令の定めるところにより、予定價格の制限の範囲内の價格をもつて申込みをした他の者のうち最低の價格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とする

17 1958年の宮内庁の新東宮御所新築工事で、間組(当時)が1万円の低價格で入札した。当時の新聞記事に大きく取り上げられ、国会で問題になり、間組は契約を辞退した。結局、間組を含む大手建設7社の共同企業体が随意契約で請負うことで決着した。なお、少し前に行われた大宮御所の取りこわし工事(予定價格約70万円)でも間組は1万円で落札していた。

14 木下他(2010)p.182

15 武田晴人(1994)pp.53-55、pp.143-147、木下前掲書p.142

16 拙稿「昭和初期の統制時代のコスト」本連載18(No.80)に詳述。

予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）  
最終改正：平成26年6月25日政令第223号

（最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約）  
第八十四条 会計法第二十九条の六第一項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が一千万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して一千万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなければならない場合の手続）

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第八十六条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

ことができる」という文言が盛り込まれた。そして、上の予決令の抜き書きに示すように、第84条では、予定価格が1000万円超の工事について最低札業者以外の入札者を落札者とする道が開かれた。第85条ではその目安となる基準を作成すること、そして、第86条ではその基準に該当するときには調査を行うことが定められた。

ここで留意すべきは、1952年（昭和27）まで道路工事執行令で認められていた国のローリミット制（最低制限価格制度）は認められなかったことであ

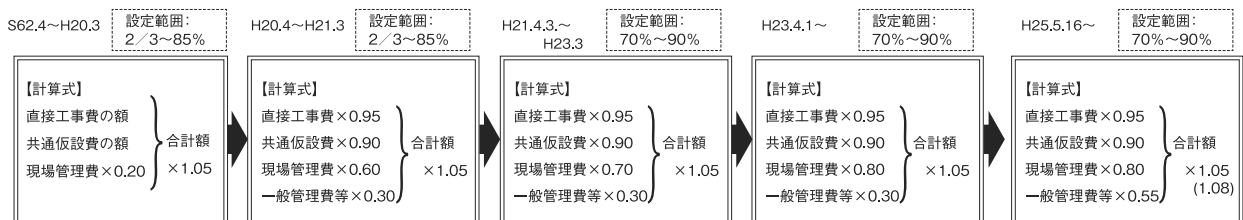
る。一方では、この会計法改正を受けて1963（昭和38）年8月に地方自治法施行令が改正されたが、国と同様の条文の他に、最低制限価格を設けることができる規定が盛り込まれた。すなわち、地方公共団体においては、「低入札価格調査制度」だけではなく、「最低制限価格制度」が合わせて適用できることになった。今に続くダンピング対策の骨格は、この時までにかたち作られたのである。

### 実際の対策の適用

1961年乃至1963年に制度はできたが、この頃は高度経済成長期のまただ中で、建設業は大景気にわく時代だった。また、低入札調査価格制度は、発注者にとって煩雑で厳格な手続きを要するものだったため、実際に適用されることは少なかったという。大蔵省や会計検査院への書面提出義務がその足かせにもなった<sup>18</sup>。

予決令第85条に規定された低入札価格調査制度を運用するための基準が作られたのは、オイルショック後の1976（昭和51）年3月だった。契約ごとに予定価格の1/2～8/10の範囲とするとしたのが最初である。1987（昭和62）年2月には、契約ごとに予定価格の2/3～8.5/10に改められた。「建設業冬の時代」と呼ばれた昭和50年代の競争環境を反映したものであろう。この判定数値は2008（平成20）年3月までかなり長い間使われたが、ダンピング対策の必要性が強烈に唱えられたこの頃から、内訳の判定までを入れるようになり、頻繁に数値の引き上げが行われている（図3）。

これらの判定値に引っ掛かった入札は、表3に示



（注）計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定する。低入札調査基準価格とは、予決令第85条に根拠規定がある。「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格であり、この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施する。履行可能性が認められない場合には、失格となる。

図3 低入札価格調査基準にかかる中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの変遷

18 木下前掲書p.162

表3 低入札価格調査で提出が求められる書類一覧

様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①
様式2-2	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②
様式2-3	一般管理費等の内訳書
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書
様式4	下請予定業者等一覧表
様式5	配置予定技術者名簿
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式8-1	手持ち資材の状況
様式8-2	資材購入予定先一覧
様式9-1	手持ち機械の状況
様式9-2	機械リース元一覧
様式10-1	労務者の確保計画
様式10-2	工種別労務者配置計画
様式11	建設副産物の搬出地
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設置計画)
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
様式15	誓約書
様式16	施工体制台帳
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(注) 国土交通省資料より作成。あわせて28種類ある。

すおびただしい量の書類提出を、短期間(原則として7日以内)のうちに求められ<sup>19</sup>、発注者によるヒアリングを受けねばならない。さらに、現在の国の建設工事では、かつては主流だった指名競争方式や随意契約方式は終息しつつあり、総合評価落札方式による一般競争入札がほとんどを占めるに至っている。その中でも、「施工体制確認型総合評価落札方式」は、調査基準価格を下回った場合に「施工体制評価点」を獲得することが難しいため、ダンピング対策としてはかなり大きな効果を発揮したとされている<sup>20</sup>。なお、地方公共団体の入札では、ローア

19 国土交通省の「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成18年12月8日、国地契第76号・国官技第245号・国営計第115号;最終改正平成21年4月3日)による。

20 木下前掲書p.164

ミット制がほとんどを占めるが、WTO対応案件等は国に倣った方法で低入札価格調査を行う例が多い(表2参照)。

### 結語

本稿で述べたダンピング問題への対応は、日本だけでなく、欧米の建設分野でも独特の取組みがある。例えば、EUが取り組んだ90年代以降の深刻なALT(Abnormally Low Tender)への対応策のひとつは、「経済的に最も有利な入札」であって、公共調達指令に盛り込まれているが、日本の総合評価落札方式はそれを参考にした面がある。米国では、連邦調達規則FARに契約担当官に入札を却下する権限を規定する項目があるほか、ボンド会社による入札ボンドの発行引き受けを通じて、建設業者がダンピング行為に及ぶのを抑止する仕組みがある。

書き切れなかったことも多い。自戒の意味も込めてであるが、ダンピング問題を通じて、建築コストの公正性について、より深く考えていただければ、と思う。

(総括主席研究員 岩松 準)

### (参考文献)

確井光明編『公共契約法精義』信山社、2005.4.8  
 大鹿行宏編『会計法精解・平成23年改訂版』大蔵財務協会、2010.11.25  
 木下誠也『公共調達研究：なぜ、世界に例をみない制度になったか』日刊建設工業新聞社、2012.6.9  
 木下・佐藤・松本・芦田「公共工事調達における低入札対策の歴史的考察」土木学会論文集F4特集号、Vol.66、No.1、2010  
 公正取引委員会・競争政策研究センター「低価格入札に関する研究」(CR04-12) 2012.10.26  
 高柳岸夫・有川博共著『官公庁契約精義・平成26年増補改訂版』2014.2.20  
 武田晴人『談合の経済学：日本的調整システムの歴史と論理』集英社、1994.7.25  
 中川寛子『不当廉売と日米欧競争法』有斐閣、2001.8.30  
 横田直和「公共調達における低価格入札に対する不当廉売規制についての一考察」名城法学57(4)、pp.1-50、2008